

2020年30%の政府目標と指導的地位の定義との関係について

男女共同参画局 平成27年2月

1. 「2020年30%」の政府目標の設定（平成15年6月男女共同参画推進本部決定）

「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」ことを決定した（注1）。

2. 日本における「指導的地位」の内容について決定（平成19年2月男女共同参画会議決定）

指導的地位の内容については国連ナイロビ将来戦略勧告及びジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）（注2）の算出方法等を踏まえ、「①議会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者（注3）」とした。

3. 「指導的地位」のフォローアップ指標を決定（平成19年2月男女共同参画会議決定）

2. の決定の際、同時に、指導的地位に女性が占める割合に関する状況を毎年調査公表するため、フォローアップ指標が選定された。

選定の基準は、あらゆる分野においてその女性割合を正確かつ網羅的に把握することが理想的であることから、①主要な分野の状況を示すことができること、②各分野において代表性があること及び、③データが公開され、時系列に把握可能であることと整理された。

なお、同決定では、分野及び項目については、代表例・例示という位置づけであって、フォローアップ指標に含まれないことをもって、指導的地位ではないということを意味するものではない旨が明示されている。

(注1)

婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論（国連ナイロビ将来戦略勧告）（1990年（平成2年）5月24日 国連経済社会理事会）において意思決定の場における女性の参画の重要性が言及され、「政府、政党、労働組合、職業団体、その他の代表的団体は、それぞれ西暦2000年までに男女の平等参加を達成するため、指導的地位に就く婦人（women in leadership positions）の割合を、1995年までに少なくとも30%にまで増やすという目標をめざし、それらの地位に婦人を就けるための募集及び訓練プログラムを定めるべきである。」と示された目標を踏まえて決定したものの。

(注2)

GEMの算出方法

女性が政治及び経済活動に参画し、意志決定に参加できるかどうかを測る指数。

GEM算出に用いる指標

①国会議員に占める女性の割合 ②行政・管理職に占める女性の割合

③専門職、技術職に占める女性の割合 ④男女の所得推計値

(注3)

「特に専門性が高い職業」の詳細な定義・区分については、平成18年10月から12月に開催された男女共同参画会議基本問題専門調査会において次の通り議論された。

専門的・技術的職業を全て「指導的地位」というには広すぎるが、どれが特に専門性が高いかということを区分することは非常に難しいので、それ以上の定義、区分を行わないこととし、代表例として、大学において6年間の専門教育を必要とする医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、及びこれに準ずるものとして弁護士、会計士、研究者、記者を入れるとされた。